

令和7年度 宗谷地域 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議

次 第

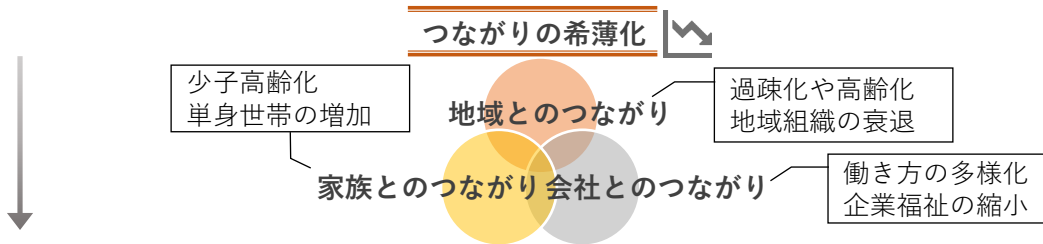
1. 孤独・孤立対策の概要について
2. 国の取組について
3. 道の取組について
4. 地方版（宗谷版）官民連携プラットフォーム会議の概要
5. 宗谷地域における今後の取組について



1. 孤独・孤立対策の概要について

1 取組の背景

- ☑ 単身世帯の増加や働き方の多様化、インターネットの普及など、昨今の社会構造の変化により、家族や地域などにおける人と人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立の状態に陥りやすい状況にあります。
- ☑ また、コロナ禍により、直接・対面でのコミュニケーションが減少するなど、社会環境が変化し、孤独・孤立の問題がこれまで以上に顕在化・深刻化しています。



- ☑ 社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、国として必要な施策を着実に実施するため、内閣官房に担当室を設置し、広報啓発や重点計画の決定などが行われ、令和6年4月には孤独・孤立対策推進法が施行されました。

2 孤独・孤立の定義

孤独は、主観的概念

ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがあります。

孤立は、客観的概念

社会とのつながりや助けのない、または少ない状態を指します。

Point

この取組の支援対象は、『望まない孤独』と『社会的孤立』を抱える方々です。

一人でいること自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することを問題と捉えるものです。

法の定義 【法第1条（目的）要約】
孤独または孤立により、心身に有害な影響を受けている状態

3 支援に当たっての基本方針

- 孤独・孤立は、**人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得るもの**であり、支援を求め、人に頼ることは、自分自身を守るために必要なことです。
- また、孤独・孤立は、**当事者個人の問題ではなく**、社会環境の変化により、当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものです。
- したがって、当事者が悩みを相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は、**社会全体で対応しなければならない問題**といえます。

孤独・孤立対策の基本方針

- | | |
|---|---|
| (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする | (3) 人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う |
| ① 孤独・孤立の実態把握
② ポータルサイトの構築、情報発信
③ 声を上げ、声をかけやすい環境整備 | ① 居場所の確保
② アウトリーチ型支援体制の構築
③ 分野横断的な連携の促進
④ 地域における包括的支援体制等の推進 |
| (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる | (4) NPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する |
| ① 相談支援体制の整備（電話、SNS）
② 人材育成等の支援 | ① NPO等の活動へのきめ細かな支援
② NPO等との対話の推進
③ プラットフォーム（連携基盤）の形成
④ 行政における推進体制の整備 |

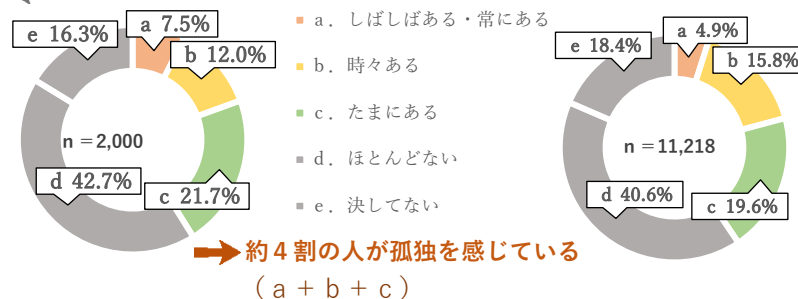
4 孤独・孤立に関する実態調査の結果

本道における孤独・孤立の実態を把握する目的で令和4年度に行った道民向けアンケート調査では、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は7.5%、「時々ある」が12.0%、「たまにある」が21.7%となっており、同時期の国による調査結果と概ね似た傾向が認められています。

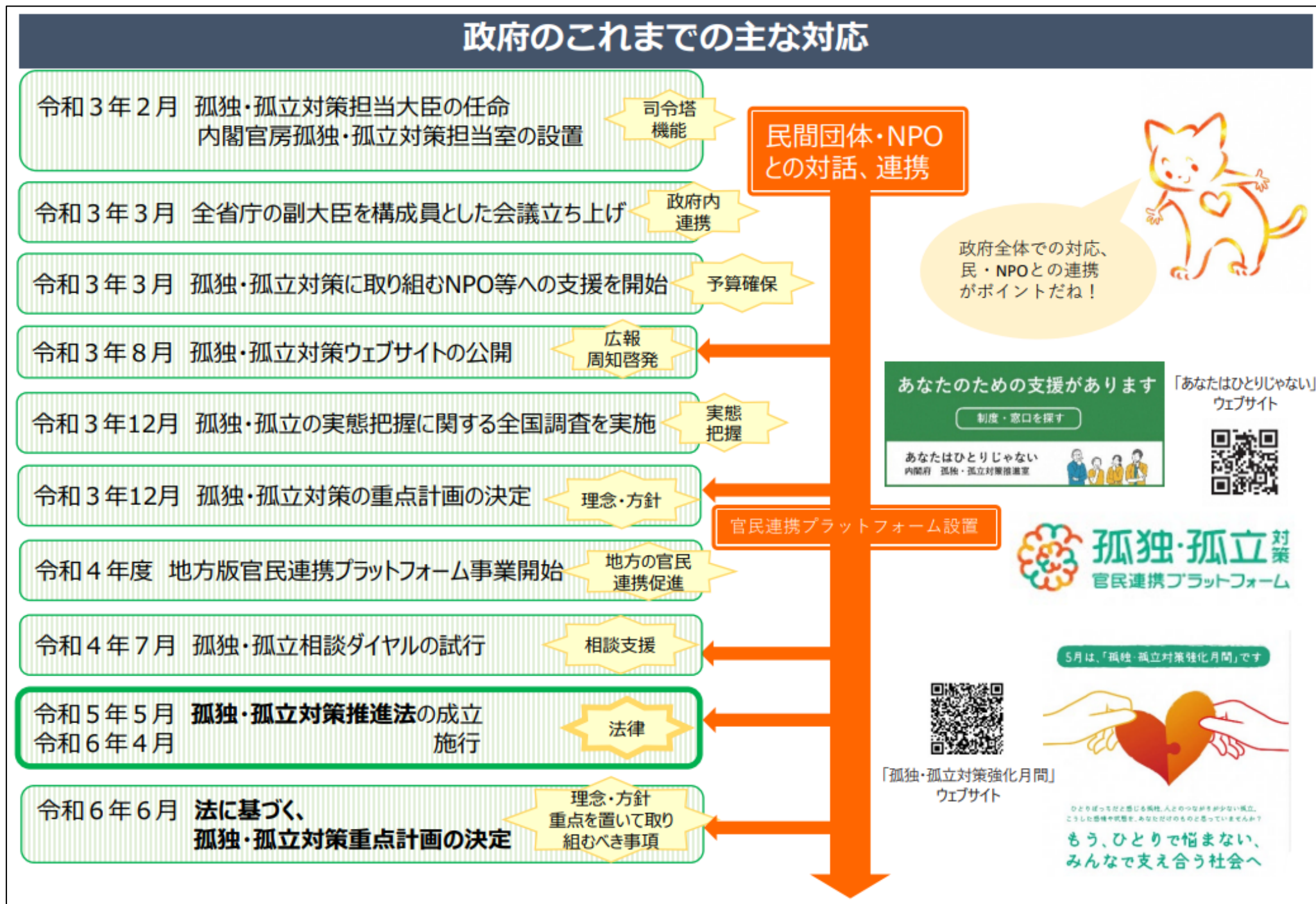
道 道民向け孤独・孤立状況把握調査

国 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。



2. 国の取組について



3. 道の取組について

令和4年度

■ 内閣官房「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」(モデル事業)

- **プラットフォーム設立準備会の開催**
- アンケート等による実態把握
- シンポジウムの開催
- 支援制度や支援を行う民間団体等の情報の一元化



設立準備会



支援情報ナビ

令和5年度 令和5年6月 孤独・孤立対策推進法の公布



令和4年度の検討を元に、

- **「ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設立(10月)**
道と民間支援団体からなる幹事会員(14団体)、市町村等の会員(368団体)
- **第1回プラットフォーム会議を開催(10月)**

■ 内閣官房「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」(モデル事業)

- 広報ツール作成
- 啓発イベント(休日のショッピングモール)
- 支援職員向け研修(大ホール)
- **各地域のプラットフォームのあり方検討**



動画



啓発イベント

令和6年度 令和6年4月 孤独・孤立対策推進法 施行

■ 国の「孤独・孤立対策強化月間(5月)にあわせて広報を実施

- コンビニエンスストアの店内放送
- 自動販売機電光掲示板メッセージ
- 街頭大型ビジョンで広報動画放映
- 道庁1階で展示を実施

など



道庁1階特設展示



道庁1階デジタルサイネージ



■ ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- 電気、ガス等ライフライン事業者、新聞販売、不動産団体など、新たな会員が加入
- **プラットフォーム会議を開催(6月)**
- 広報ツール(ポスター・リーフレット・動画)作成・配付

- 令和5年度モデル事業での検討を元に、14(総合)振興局において、**地域のプラットフォームを設置**



広報ツール (A3ポスターから引用)

地域におけるプラットフォームの形成

政府

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

地域の関係者(分野を超えた官民の主体)が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

北海道は…



全道版プラットフォームでは

- 地域の住民から遠く、関係者も広範囲で多い
- 孤独・孤立対策の重要な理念である「地域づくり」「つながりづくり」を推進することは難しい

地域ごとに官民連携プラットフォームが必要

- **市町村で設置**
(登別市、釧路市 R5に設置)
- **14(総合)振興局で設置**

4. 地方版（宗谷版）官民連携プラットフォーム会議の概要①

地方版官民連携プラットフォーム会議とは？

【根拠法】

- ▶ 孤独・孤立対策推進法（第11条）：国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【実施目的】

- ▶ 孤独・孤立対策に関する施策：地域における孤独・孤立の問題を関係者間で共有して課題として明確にし、互いに連携しながら、支援者同士がつながり、当該地域における孤独・孤立対策の取組を検討・推進すること～（中略）～プラットフォームに参画する関係者が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すものとする。

宗谷版官民連携プラットフォーム会議の概要

※「宗谷地域孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱」より抜粋

【実施目的】（要綱第1条）

- ・宗谷管内の孤独・孤立対策を推進するため、行政機関とNPO等支援団体との官民連携等を強化することにより、取組の推進につなげること

【活動内容】（要綱第2条）

- ① 行政機関及びNPO等支援団体の活動内容の共有及び業務連携の機会の提供
- ② 孤独・孤立対策に関連する地域課題の共有
- ③ 孤独・孤立対策に係る当事者等への支援体制の整備、地域づくり等に関する取組
- ④ 住民への情報発信、普及啓発
- ⑤ その他本会の目的を達成するために必要な取組み

【構成団体】（要綱第3条）

- ・会 員：市町村・市町村社協・NPO等支援団体
- ・協力会員：（孤独・孤立対策に関心が高い）その他団体

【会議の構成員】（要綱第6条及び第7条）

- ・会員により構成する（必要に応じて会員以外への出席要請も可）

【開催頻度】（要綱第7条）

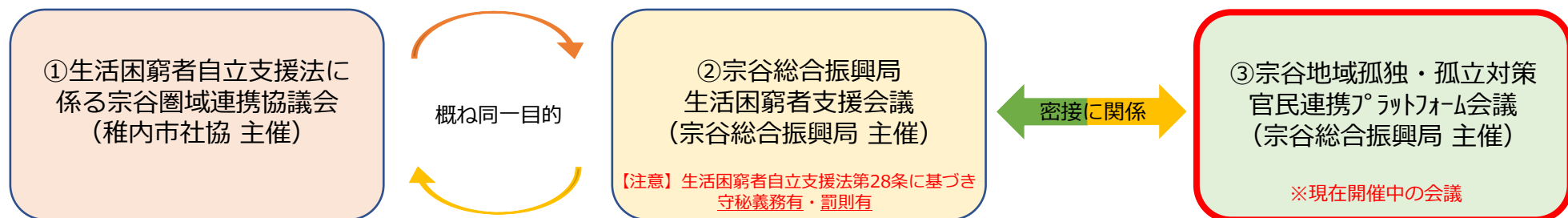
- ・原則年1回

【事務局】（要綱第9条）

- ・宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課

～ 宗谷での運営形態 ～

※ 関連性の高い下記3会議を同時開催（初回：令和6年9月27日）

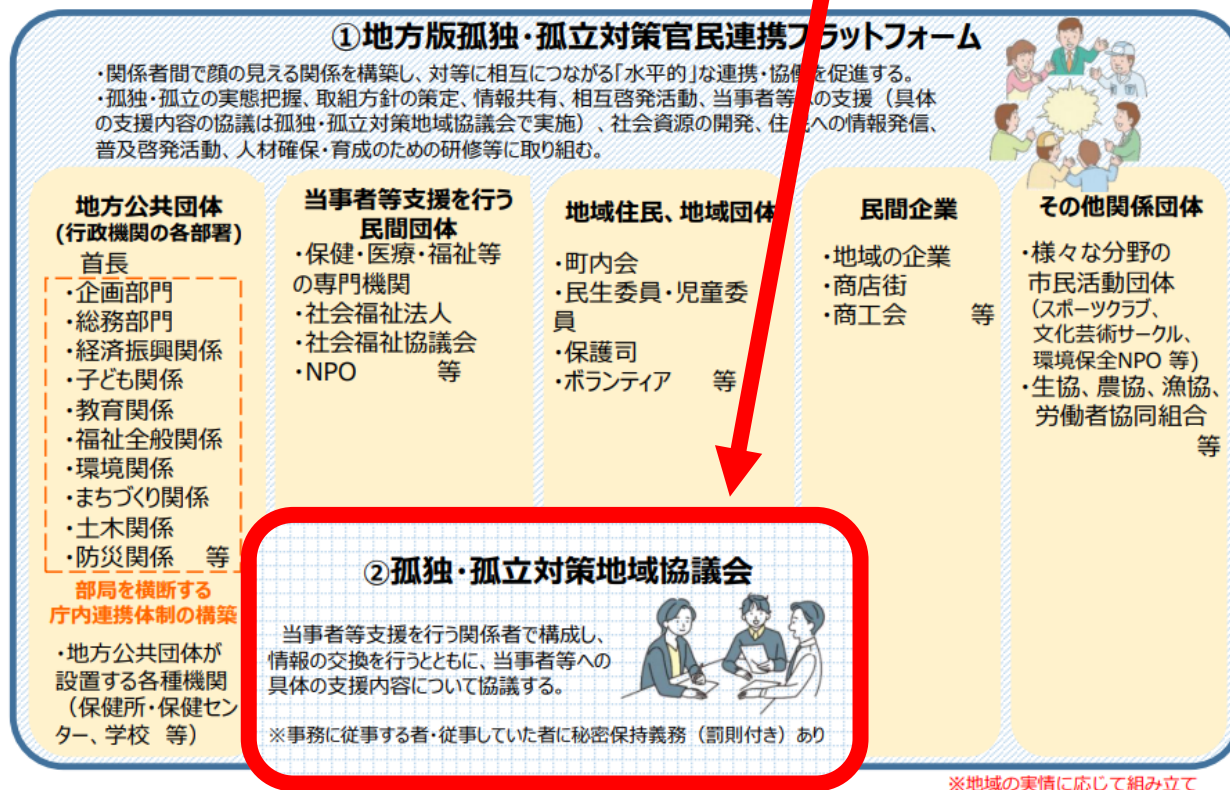


4. 地方版（宗谷版）官民連携プラットフォーム会議の概要②

※ 補足事項：中長期的には、市町村単位（又は振興局単位）での「**孤独・孤立対策地域協議会**」の立ち上げについても検討が必要（法第15条）

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。



◀ 参考①：協議会の設置状況 ▶

(R7年度 速報値)
 ・宗谷管内の市町村
 →設置市町村なし

・全道の他市町村
 →大多数の市町村が未設置

◀ 参考②：PF会議の設置状況 ▶

(R7年度 速報値)
 ・宗谷管内の市町村
 →（単独）設置市町村なし

・全道の他市町村
 →11市町村が（単独）設置

※参考①及び②は、内閣府が実施したR7年度の調査結果に基づき作成していますが、速報値のため、今後変更となる可能性があります。

5. 宗谷地域における今後の取組について①

現
状

①支援ニーズが不明確

②相談先が不明確

③(現)会員以外への
募集活動等を未実施

課
題

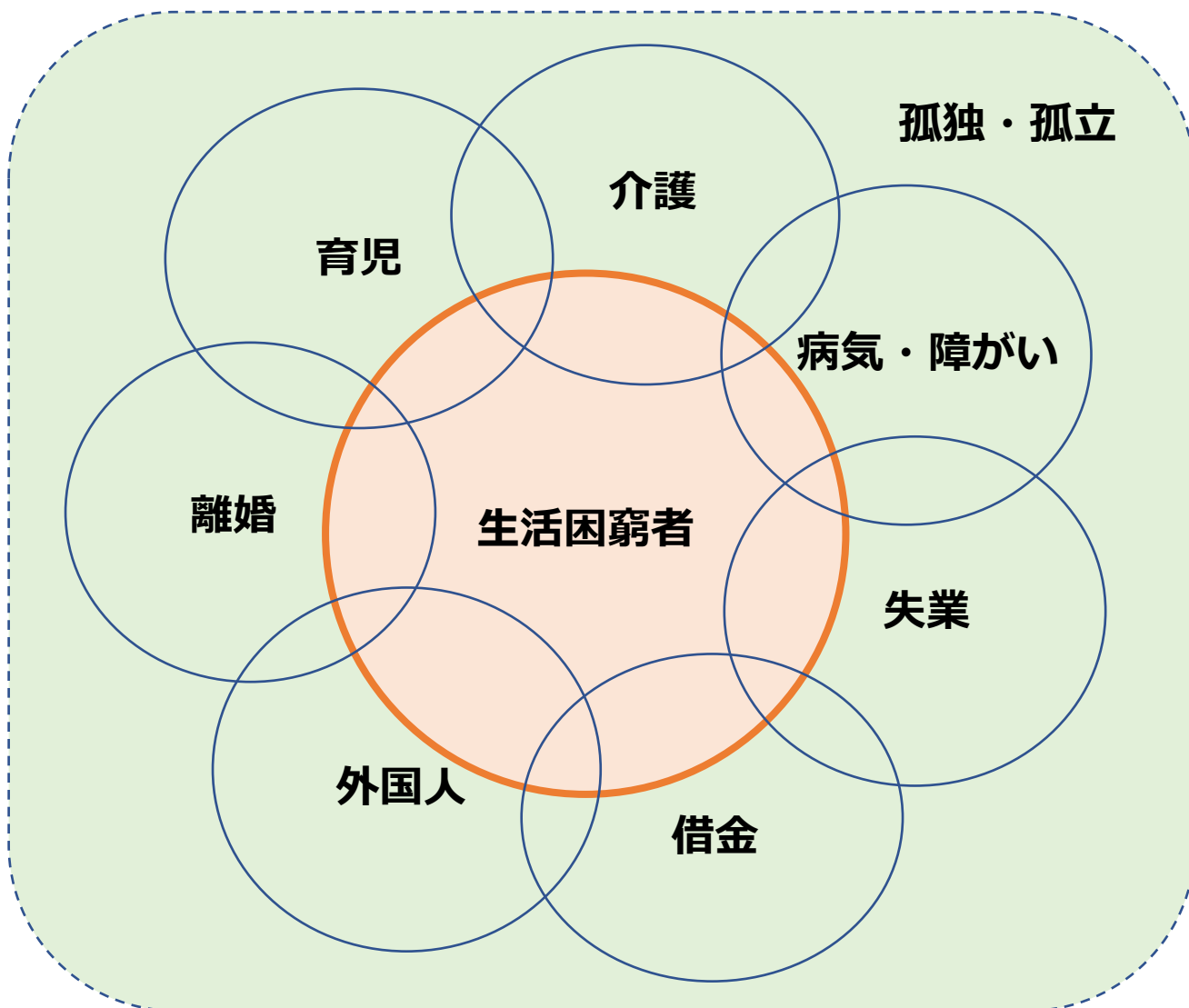
①宗谷地域ならではの
支援ニーズとは？

②既存の地域資源を
最大限活用するには？

③プラットフォーム会員
(又は協力会員)の拡大は？

5. 宗谷地域における今後の取組について②

▶ 支援ニーズ及び相談先①



※支援対象者のイメージを可視化するために便宜的に図式化したものであり、必ずしも当該要素同士が直接関連するものではありません

【まずは知ってほしい!】

- ・孤独・孤立の背景に“生活困窮”が関係する場合の宗谷地域における相談先は

自立生活支援センター
(稚内市社会福祉協議会)

【相談する際のポイント!】

- ・丸投げしない
→まずは相談を受けた会員の皆さまが、相談内容を丁寧に聞き取ってください
- ・制度を理解する
→無制限に支援できるわけではありません。相談内容によっては、対応困難な事例もあります

《参考①：関連する国の通知》

「孤独・孤立対策と生活困窮者自立支援制度との連携について」
(令和6年6月24日付け府孤推第33号・社援地発0624第4号)
【内閣府HP】 https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/suishinhou.html

《参考②：市町村向けの国の通知》

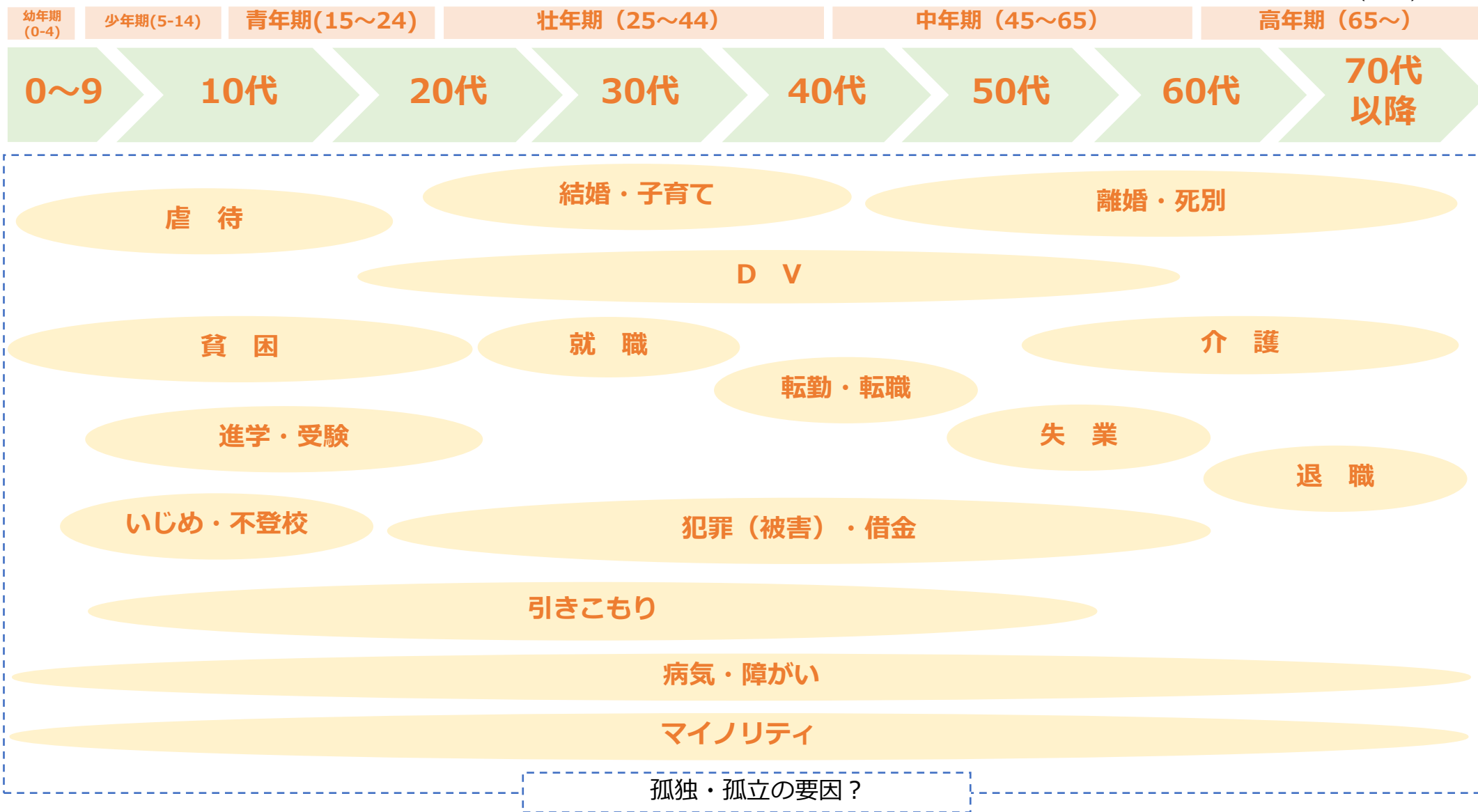
「孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業との連携について」
(令和6年6月24日付け府孤推第32号・社援地発0624第5号)
【内閣府HP】 https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/suishinhou.html

- ・宗谷地域における孤独・孤立の支援対象者は生活困窮者を基本として問題ないか?
- ・地域の実情に応じて、上記以外の対象者も支援の視野に含めるべき?

5. 宗谷地域における今後の取組について③

▶ 支援ニーズ及び相談先②

※ライフステージの区分は厚生労働省作成「健康日本21」（第一次）より引用



- ・ 孤独・孤立の要因は多種多様（上記以外にも当然存在。前頁も同様）
- ・ 宗谷地域ならではの地域に密着した相談支援先とは？

5. 宗谷地域における今後の取組について④

▶ プラットフォーム会員（又は協力会員）の拡大

入会規則等の概要

※「宗谷地域孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員入会規則」より抜粋

【入会要件】（規則第2条及び第3条）

- ① 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている団体等であること
- ② これまでに市町村や社協、相談支援機関等の関係機関と連携し、活動した実績があること
- ③ (支援)活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと
- ④ 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

※ ②の要件は、会員のみ必要（協力会員は不要）

【入会資格】（規則第2条及び第3条）

- ・NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業など
- ・個人での入会は不可

※「宗谷地域孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱」より抜粋

【退会・除名要件】（要綱第5条）

- ・書面による届出
- ・その他、下記の事由に該当した場合は職権により除名
 - ① 1年以上、連絡がとれないとき
 - ② 本要綱に違反又は本会の信用を著しく害したとき
 - ③ 団体等が解散又は営業を停止したとき
 - ④ 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - ⑤ その他本会の運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

【参加のメリット】（要綱第6条）

- ・会 員：プラットフォーム会議の構成員として会議に参加
- ・協力会員：プラットフォーム会議の傍聴可（その他情報提供など）

【プラットフォーム最大の目的】

水平的連携

- ・趣旨に賛同し
- ・取組みに協力していただける

**会員・協力会員
の存在が必要不可欠**

- ・振興局HPを整理
- ・募集の呼びかけを強化？

- ・既に32団体（振興局及び市町村の重複数を除く）以上の“会員”数
- ・今後もプラットフォーム運営に関わる“会員”まで無制限に拡大すべきか？
（積極的に入会を促すのは“協力会員”？）

～ 本日御参加いただいた構成員の皆さまにお伺いしたい事項 ～

① 日常の業務の中で感じる孤独・孤立に係る支援ニーズ（や相談先）について

② P F 会議の会員等の拡大に対する御意見について



ほっかいどう
孤独・孤立 対策

